

災害時における電動車両等の派遣及び販売店の敷地の使用等に関する  
協定書

高知県

一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部

令和4年3月30日

# 災害時における電動車両等の派遣及び販売店の敷地の使用等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、高知県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）が発生し、かつ災害救助法が適用になる可能性がある場合（以下「災害時」という。）に、甲乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙の会員が保有又は管理する電動車両等の派遣、販売店の敷地及び施設の使用、備蓄品の提供について必要な事項を定める。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策のため、第3条から第6条の規定に基づく乙の協力が必要と判断する場合は、乙に対し電話等により要請内容を連絡し、連絡を受けた乙は、会員の被災状況等を確認し、協力可能な会員と調整の上、甲に結果を連絡する。

2 甲は、乙に対し書面（様式1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない可能な範囲で、協力するよう努めるものとする。

## （電動車両等の派遣）

第3条 甲は、災害応急対策のために必要があると認められるときは、乙に対し電動車両等による避難所等への給電について協力を要請することができる。乙が避難所等への給電支援のために派遣する電動車両等は、次に掲げるものとする。

（1）ハイブリッド車（プラグインハイブリッド車含む）

（2）電気自動車

（3）燃料電池自動車

（4）その他自動車からの外部給電に必要な機器

2 乙は、原則乙の営業時間内において電動車両等を避難所等へ派遣するものとする。派遣期間は、1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （敷地の使用）

第4条 甲は、災害応急対策のために必要があると認められるときは、乙に対し災害応急対策の活動拠点、応急対策用資機材の仮置き場及び臨時的避難所の開設場所として、会員の販売店の敷地の使用について協力を要請することができる。

2 販売店の敷地の使用期間は、1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （施設の使用）

第5条 甲は、災害応急対策のために必要があると認められるときは、乙に対し臨時的避難所として、会員の販売店の一部（会議室、トイレ等）の使用について協力を要請することができる。

2 販売店の施設の使用期間は、1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(備蓄品の提供)

第6条 甲は、災害応急対策のために必要があると認められるときは、乙に対し会員の販売店に備蓄している食糧、マスク、軍手、タオル、簡易トイレ等の生活物資を被災者へ提供することについて協力を要請することができる。

(報告)

第7条 乙は、第2条の規定による甲からの要請に伴い、第3条から第6条の規定に基づく協力を行った場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに書面（様式2号）を提出するものとする。

(費用負担)

第8条 第3条から第6条に基づき乙が協力を要した費用の負担については、次のとおりとする。

- 1 電動車両等の派遣期間中における燃料費及び消耗品費については、甲が負担するものとし、その他の費用が発生した場合は、原則乙が負担するものとする。
- 2 販売店の敷地の使用に係る費用については、原則乙が負担するものとする。
- 3 備蓄品の提供に係る費用については、原則乙が負担するものとする。
- 4 第1項から第3項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第9条 電動車両等の派遣期間中に生じた事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

2 派遣期間中の車両自体に関する損害に関しても、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

3 販売店の敷地及び施設の使用時における損害に関しても、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

(保険の扱い)

第10条 乙は電動車両等の派遣、販売店の施設利用にあたり、乙の負担により賠償責任保険、自動車保険等の必要な保険加入するものとし、電動車両等の派遣期間中に事故が発生した場合は、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。また保険の適用を受けられない事故については、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

2 保険の適用を受けるに際し係る費用については、全て乙の負担とする。

ただし、故意又は重過失によって保険の適用が受けられなくなった場合は、帰責理由があるものが補償責任を負うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(電動車両等の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、派遣可能な電動車両等の台数、使用可能な販売店の敷地(面積を含む。)及び施設、提供可能な販売店の備蓄品の情報について甲に提供する。

(訓練)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(県民への理解成就)

第14条 甲乙は、平常時においても電動車両等の災害時における有用性を広く県民に知らせ、甲乙が共に理解醸成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲乙いずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年3月30日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事

乙 高知県高知市大津乙1879番地5  
一般社団法人日本自動車販売協会連合会  
高知県支部 支部長